

島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 に関するパブリックコメントに対する県の考え方

○意見募集期間：令和6年1月8日～令和6年2月7日

1. 素案の修正意見

(注) 共通するご意見は集約して記載しています。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
1	<p>第1章 2 計画における施策の対象者</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・<u>対象者として性的マイノリティの方々も該当するように思うが、それは県独自の判断となるので、支援者が確信を持って安心して支援を行えるように、どこまでの支援が対象となるのか、明示が必要と考える。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p>国基本方針の規定を元に、施策の対象者である「困難な問題を抱える女性」に<u>トランスジェンダーの方について追記しました。</u></p> <p><u>具体的にどのような方を支援の対象とするのかについては、個別にご相談いただく内容によって異なると思いますので明示は困難ですが、ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。(P.2)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2 計画における施策の対象者</td> <td> <p>2 計画における施策の対象者 (脚注)</p> <p>● <u>国の基本方針には、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされている。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	2 計画における施策の対象者	<p>2 計画における施策の対象者 (脚注)</p> <p>● <u>国の基本方針には、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされている。</u></p>
変更前	変更後					
2 計画における施策の対象者	<p>2 計画における施策の対象者 (脚注)</p> <p>● <u>国の基本方針には、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされている。</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
2	<p>第1章 2 計画における施策の対象者</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人女性の中にはDVなどの諸事情で在留資格が失効してしまっている場合や、技能実習生など実質的に保護の対象から漏れる場合も少なくない。<u>国籍や在留資格の有無・種別に関わらず、困難な問題を抱える女性であれば全て支援の対象となることを明らかにし、これを多言語で周知していただきたい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p>施策の対象者に「<u>法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象とすることが求められている。</u>」ことを追記しました。</p> <p>なお、<u>多言語での周知につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</u> (P.2)</p> <table border="1" data-bbox="808 400 2047 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 400 1429 443">変更前</th> <th data-bbox="1429 400 2047 443">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 443 1429 970"> <p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 </td> <td data-bbox="1429 443 2047 970"> <p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 <p><u>困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて支援の対象とすることが求められています。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 	<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 <p><u>困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて支援の対象とすることが求められています。</u></p>
変更前	変更後					
<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 	<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）を対象とします。 <p><u>困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて支援の対象とすることが求められています。</u></p>					
3	<p>第1章 2 計画における施策の対象者</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性の概念をより明確にするために、<u>部落女性をはじめマイノリティ女性を含むよう明記していただきたい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p>施策の対象者として例示する女性の困難に「<u>差別などの被害を受けている女性</u>」を追記しました。(P.2)</p> <table border="1" data-bbox="808 1129 2047 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 1129 1429 1173">変更前</th> <th data-bbox="1429 1129 2047 1173">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 1173 1429 1377"> <p>2 計画における施策の対象者の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめなど、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性 </td> <td data-bbox="1429 1173 2047 1377"> <p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめ、<u>差別など</u>、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性 </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>2 計画における施策の対象者の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめなど、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性 	<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめ、<u>差別など</u>、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性
変更前	変更後					
<p>2 計画における施策の対象者の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめなど、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性 	<p>2 計画における施策の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめ、<u>差別など</u>、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性 					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応					
4	<p>第3章 2 課題 (2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <p>(パブリックコメント) ・ 部落問題をはじめマイノリティ女性が抱える差別や複合差別に対する正しい理解がないと適切な相談支援ができないばかりか二次被害をもたらすことも危惧される。<u>相談に関わる担当者への人権研修を行っていただきたい。</u></p>	<p>(青少年家庭課) <u>第3章 2 課題(2)と、第4章 基本目標Ⅱに、生活や心理面で多くの不安を感じながら相談している支援対象者への不適切な対応によって二次被害が生じることのないよう、人権を尊重した支援を行うための研修等の取組を進めることを追記しました。(P.17、P.28)</u></p> <table border="1" data-bbox="808 399 2038 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 399 1422 437">変更前</th> <th data-bbox="1422 399 2038 437">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 437 1422 1417"> <p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、支援対象者が自分らしい人生を送るためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p> </td> <td data-bbox="1422 437 2038 1417"> <p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、自分らしい人生を送れるようにするためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <u>支援者が、支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うためには、支援対象者が生活や心理面で多くの不安を感じながら相談する場合もあることを理解し、相談窓口における不適切な対応によってさらなる被害(二次被害等)が生じることのないよう、被害や差別等についての理解を深めるとともに、その環境や心身の状況に配慮し、人権を尊重した支援を行う必要があります。</u> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>また、困難な問題を抱える女性が置かれて</u> </td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	<p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、支援対象者が自分らしい人生を送るためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p>	<p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、自分らしい人生を送れるようにするためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <u>支援者が、支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うためには、支援対象者が生活や心理面で多くの不安を感じながら相談する場合もあることを理解し、相談窓口における不適切な対応によってさらなる被害(二次被害等)が生じることのないよう、被害や差別等についての理解を深めるとともに、その環境や心身の状況に配慮し、人権を尊重した支援を行う必要があります。</u> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>また、困難な問題を抱える女性が置かれて</u>
変更前	変更後						
<p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、支援対象者が自分らしい人生を送るためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p>	<p>(2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、抱えている課題は複雑に絡みあっているため、課題を解決し、自分らしい人生を送れるようにするためには、本人の意思に寄り添った中長期的な支援が求められます。 <u>支援者が、支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うためには、支援対象者が生活や心理面で多くの不安を感じながら相談する場合もあることを理解し、相談窓口における不適切な対応によってさらなる被害(二次被害等)が生じることのないよう、被害や差別等についての理解を深めるとともに、その環境や心身の状況に配慮し、人権を尊重した支援を行う必要があります。</u> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>また、困難な問題を抱える女性が置かれて</u> 						

			<p><u>いる状況は多様であり、生活や心理面で多くの不安を感じながら相談していることから、いずれの相談窓口や支援者においても、発信されたSOSを真摯に受けとめるとともに、不適切な対応によってさらなる被害(二次被害)が生じることのないよう、支援対象者の置かれている環境や心身の状況を理解し、人権を尊重した支援を行うための研修等の取組を進めます。</u></p>	
--	--	--	--	--

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
5	<p>第3章 2 課題</p> <p>(4) 県・市町村の女性相談支援の充実・強化</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・「専門性向上」、「ワンストップ相談支援機能の強化」、「支援対象者に寄り添い続ける支援体制構築」のためには、<u>相談員は、短い年数で交代するのではなく、専門性や経験の蓄積によってより多様な観点を持ち、相談者に寄り添った対応が可能になるよう、正規の専門職員として配置してほしい。</u></p> <p><u>また、市町村への予算配分も含め、て予算措置をお願いしたい。あわせて、専門性向上のための研修を受講できるように、体制を整えてほしい。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見いただいたように、女性相談支援員の人材確保・定着については課題があると認識しており、引き続き検討してまいります。</u></p> <p><u>なお、市町村の女性相談支援員の配置等体制整備については、それぞれの市町村のご判断によるものと考えております。</u></p> <p><u>県としては、市町村に対し、法で明記された女性相談支援員配置の努力義務や組織的なサポートの必要性などについて丁寧に説明し、理解を得るよう働きかけるとともに、女性相談支援員に対する組織的なサポート体制の確保や、専門性向上の充実等も含めた処遇改善・や人材育成に向けた、環境整備について引き続き検討を行ってまいります。(P. 19)</u></p> <table border="1" data-bbox="808 603 2047 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 603 1429 641">変更前</th> <th data-bbox="1429 603 2047 641">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 641 1429 1417"></td> <td data-bbox="1429 641 2047 1417"> <p>④女性相談支援員の任用・人材育成・確保に向けた環境整備を追記</p> <p>● <u>《人材の確保・育成》</u></p> <p><u>女性相談支援員は、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することから、その人材確保に努めるとともに、組織的体制として支援を継続していく必要があります。</u></p> <p><u>また、相談内容は多岐にわたる上、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントや、意思決定の支援、必要に応じた関係機関との連絡調整を行うことが求められることから、任用後も研修や勉強会等を通じて、継続的に資質を向上していくことが求められます。</u></p> <p><u>一方、女性相談支援員については、雇用の不安定さから人材が定着しづらいこと、犯</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後		<p>④女性相談支援員の任用・人材育成・確保に向けた環境整備を追記</p> <p>● <u>《人材の確保・育成》</u></p> <p><u>女性相談支援員は、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することから、その人材確保に努めるとともに、組織的体制として支援を継続していく必要があります。</u></p> <p><u>また、相談内容は多岐にわたる上、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントや、意思決定の支援、必要に応じた関係機関との連絡調整を行うことが求められることから、任用後も研修や勉強会等を通じて、継続的に資質を向上していくことが求められます。</u></p> <p><u>一方、女性相談支援員については、雇用の不安定さから人材が定着しづらいこと、犯</u></p>
変更前	変更後					
	<p>④女性相談支援員の任用・人材育成・確保に向けた環境整備を追記</p> <p>● <u>《人材の確保・育成》</u></p> <p><u>女性相談支援員は、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することから、その人材確保に努めるとともに、組織的体制として支援を継続していく必要があります。</u></p> <p><u>また、相談内容は多岐にわたる上、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントや、意思決定の支援、必要に応じた関係機関との連絡調整を行うことが求められることから、任用後も研修や勉強会等を通じて、継続的に資質を向上していくことが求められます。</u></p> <p><u>一方、女性相談支援員については、雇用の不安定さから人材が定着しづらいこと、犯</u></p>					

			<p><u>罪や被害に巻き込まれないための安全確保の体制づくり、孤立しないための組織的サポート体制、「代理受傷」や「バーンアウト（燃え尽き）」に対するケアが課題であると指摘されています。</u></p> <p><u>県・市町村いずれにおいても、こうした課題を認識し、女性相談支援員に対する組織的なサポート体制の確保や、メンタルヘルスケア、専門性向上のための研修の充実等も含めた処遇改善や、人材育成の環境整備について引き続き検討を行っていく必要があります。</u></p>
--	--	--	---

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応					
6	<p>《参考》支援調整会議の設置の目的、設置の主体、検討内容、構成等</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・ <u>関係機関・支援調整会議構成機関の例示に、出入国在留管理庁、同関連機関、その他の外国人支援に関する機関を追加してはどうか。</u> 関係機関の「等」の中に含まれているとは思いますが、外国人支援は第1章2において項目立てて言及される重要な対象者であり、その支援に必要な機関は明示されたほうがよいと思う。</p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>支援調整会議構成機関の例示に外国人支援団体であるしまね国際センターを記載しております。</u></p> <p>なお、支援調整会議に参画いただく構成機関は、個別のケースごとに異なりますが、その都度、必要に応じて参画いただくよう努めます。(P. 22)</p> <table border="1" data-bbox="808 400 2047 1217"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 400 1429 443">変更前</th> <th data-bbox="1429 400 2047 443">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 443 1429 1217"> <p>○支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、民間団体（困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している団体）等</p> </td> <td data-bbox="1429 443 2047 1217"> <p>○ 支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体、<u>外国人支援団体</u> 等</p> </td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	<p>○支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、民間団体（困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している団体）等</p>	<p>○ 支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体、<u>外国人支援団体</u> 等</p>
変更前	変更後						
<p>○支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、民間団体（困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している団体）等</p>	<p>○ 支援調整会議構成機関の例示</p> <p>● 県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体、<u>外国人支援団体</u> 等</p>						
7	<p>《参考》支援調整会議の設置の目的、設置の主体、検討内容、構成等</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・ <u>支援調整会議の構成員として、外国人女性を支援する民間団体、外国人コミュニティを加えてほしい。</u></p>						

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応					
8	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標 I】女性の人権が尊重される社会づくり</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の人権を尊重する県民意識の醸成の(3) <u>女性の人権・生と性を守るための予防教育・啓発に、女性の心と体を守るため、男女の体の仕組みの違い、性行為による妊娠とリスク、同意のない性行為の犯罪性等に関する教育の推進をぜひ掲げていただきたい。</u> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性教育について、さらに踏み込んだ人間の性行動について学ぶことが不可欠である。</u> <p>身体の部位の名称や働きといった基本的な学び、自分だけが自分の身体のことを決められるという「身体の権利」や、性暴力は人権侵害であり犯罪であることを幼児期から学び、性を科学的に知ることが自分の身を守る事に繋がる。避妊や性的同意も、女性とパートナーが知っていなければ予防教育にはならない。</p> <p>若年層の望まない妊娠や中絶をなくすためには教員への研修の充実も必要。教員の児童生徒に対する性暴力の根絶も期待する。</p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>女性の人権が尊重される社会づくりのためには、女性が自分自身の心と体、妊娠等について正しい知識を得て、自由に決定できるための「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブヘルス/ライツ)」の視点を持った取組を若年層から進めることが大切であるとの考えに基づき、基本目標 I に追記しました。</u></p> <p><u>なお、教員への研修の充実等については、関係部局等と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。(P. 26)</u></p> <table border="1" data-bbox="808 520 2040 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 520 1424 563">変更前</th> <th data-bbox="1424 520 2040 563">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 563 1424 1418"> <p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p> </td> <td data-bbox="1424 563 2040 1418"> <p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定するために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p>	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定するために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p>
変更前	変更後						
<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p>	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定するために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p>						

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
9	<p>第4章 3 基本目標 【基本目標 I】 女性の人権が尊重される社会づくり</p> <p>第5章 2 施策の推進にあたっての目標指標</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・県内の中学校、高等学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合の現状値（70.8%）は、女性の人権という意味全く不足していると思う。 <u>性被害を予防するためには、男女の身体のしくみの違いから、妊娠する理由、妊娠・出産にともなうリスクなどをきちんと学ぶ成長段階での性教育は重要であり、そのような内容の目標も掲げていただきたい。</u></p>	<p>女性の人権が尊重される社会づくりのためには、女性が自分自身の心と体、妊娠等について正しい知識を得て、自由に決定できるための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）」の視点を持った取組を若年層から進めることが大切であるとの考えに基づき、基本目標 I に追記しました。</p> <p><u>ご意見の内容を把握することは難しいと考えておりますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</u> (P.26) (P.33)</p> <table border="1" data-bbox="808 488 2040 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 488 1424 531">変更前</th> <th data-bbox="1424 488 2040 531">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 531 1424 1385"> <p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p> </td> <td data-bbox="1424 531 2040 1385"> <p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定できるために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p>	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定できるために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p>
変更前	変更後					
<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p>	<p>【基本目標 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。 <p>女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組めます。</p> <p><u>また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定できるために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
10	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅲ】県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・ <u>民間団体のエンパワーメントのためにも、当事者の相談員としての能力育成が重要だと考える。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p>基本目標Ⅲに、<u>県、市町村、民間団体等の相談員やスタッフの資質向上について追記しました。</u> (P. 31)</p> <table border="1" data-bbox="808 317 2074 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 317 1442 355">変更前</th> <th data-bbox="1442 317 2074 355">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 355 1442 1337"> <p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 </td> <td data-bbox="1442 355 2074 1337"> <p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 <p>(略)</p> <p><u>県は、女性相談センターを困難な問題を抱える女性への支援の中核となる機関として機能強化を図り、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図るための取組を進めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>また、市町村、民間団体等の相談員やスタッフの資質向上を図るために、県が開催する研修会や事例検討会への参加を積極的に呼びかけたり、日ごろから支援者からの相談を受け、助言できる関係づくりを進めます。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 	<p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 <p>(略)</p> <p><u>県は、女性相談センターを困難な問題を抱える女性への支援の中核となる機関として機能強化を図り、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図るための取組を進めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>また、市町村、民間団体等の相談員やスタッフの資質向上を図るために、県が開催する研修会や事例検討会への参加を積極的に呼びかけたり、日ごろから支援者からの相談を受け、助言できる関係づくりを進めます。</u></p>
変更前	変更後					
<p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 	<p>【基本目標Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。 <p>(略)</p> <p><u>県は、女性相談センターを困難な問題を抱える女性への支援の中核となる機関として機能強化を図り、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図るための取組を進めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>また、市町村、民間団体等の相談員やスタッフの資質向上を図るために、県が開催する研修会や事例検討会への参加を積極的に呼びかけたり、日ごろから支援者からの相談を受け、助言できる関係づくりを進めます。</u></p>					

2. 素案の修正は行わないが、今後の施策の参考とする意見

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
11	<p>第1章 2 計画における施策の対象者</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・知的障がいのある女性の性被害が多い。被害を受けるということは、加害者に正しい認識・知識が無いことが大きな原因だと思う。<u>困難な問題を抱える女性困難を抱える女性の例示に知的障がいのある女性を書き込んでいただきたい。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p>施策の対象者となる女性の例示は参考例としてお示ししており、<u>知的障がいのある女性も「障がい」に含めています。</u></p> <p>なお、ご意見は、今後の相談支援の充実と、さまざまな機会をとらえた周知・啓発に向けて参考とさせていただきます。</p>
12	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅰ】女性の人権が尊重される社会づくり</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・中卒、高卒で就職する若者が、<u>仕事やアルバイトを始める前に労働者の権利(労働基本権)について学ぶ機会を保障する取組が必要。</u>労働基準監督署やハローワーク、福祉事務所などの出前授業も有効だと思う。</p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見は、関係部局等と共有し、今後の相談支援の充実と、さまざまな機会をとらえた周知・啓発に向けて参考とさせていただきます。</u></p>
13	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・自ら相談に行く女性はとても少ないと思われる。本人が認識したり、困っていることを相談したいと思うまでのところで、第三者が気軽に相談できる窓口が必要。<u>保育所や学校、病院、職場などあらゆるところでの気づきを促すための研修などが必要だと思う。一部の意識啓発などではなく、あらゆる場での啓発・研修を進めてほしい。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見は、今後の相談支援の充実・強化に向け、関係機関・民間団体等と共有するとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
14	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の母は、平均収入が低い上に子の看護、育児、家事に追われ思うように職に就けず、身体・精神的疲労の蓄積からギリギリの生活を強いられるという悪循環にある。こうした負のループを断ち、ひとり親家庭が社会の中で取り残されず生活を送れるよう、<u>例えば、生活の基盤となる住居問題の実状を早期に把握し、他自治体のように、家賃補助や住宅費助成、或いは公費で新たにひとり親に対する住居施設を建設する等の支援に取り組んでいただきたい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ひとり親家庭の女性は、経済的な困難を抱えやすいと受けとめており、住まいの問題についても、自立に向けての重要な課題であると認識しております。</u></p> <p><u>ご意見は、今後、市町村や関係団体と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</u></p>
15	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅱ】困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被差別当事者の相談員を配置することは、部落女性をはじめマイノリティ女性が安心して相談支援を受けることができるという大きな効果が期待できる。<u>被差別当事者による相談・支援ができるよう、その育成に取り組んでいただきたい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見にあるように、相談員の選定にあたり、被差別当事者に限定することは難しいですが、支援対象者である女性が、生活や心理面で多くの不安を感じながら相談されていることを理解し、不適切な対応によって二次被害が生じることのないよう、人権を尊重した支援を行うための研修等、人材育成に取り組んでいきます。</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
16	<p>第4章 3 基本目標 【基本目標Ⅲ】 県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化 6 民間団体との連携・協働の推進</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>困難を抱える女性たちにとって公的機関の支援窓口を訪ねるのは勇気のいることであり、その存在を知らないことも支援に繋がりにくい要因と考える。</u> <u>家族関係悪化によって家に帰りたがらない少女たちが被害に遭わないためにも支援者によるアウトリーチは欠かせない。アウトリーチを重要な支援手法として位置づけてほしい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>公的機関に相談するのはハードルが高いと感じる女性が気軽に繋がる居場所や、SNS相談等のアウトリーチ型支援など、民間団体との連携や協働の在り方について、今後、検討を進めていきます。</u></p>
17	<p>第4章 3 基本目標 【基本目標Ⅲ】 県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化 6 民間団体との連携・協働の推進</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に関わらず、子ども、大人、外国籍の方など、多様な生きづらさを抱える人々が、気軽に相談したり、互いを支え合う居場所を提供している既存の市民活動団体等や、新規に居場所開設の志のあるNPO法人や民間団体に積極的な支援をしてほしい。<u>民間団体は資金不足が一番の問題である。まず財政支援をする事で支えてください。</u> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人女性を支援する民間団体、外国人コミュニティと連携協力し、必要に応じて活動資金を拠出してほしい。</u> 	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>民間団体の支援活動の持続可能性を高めるための連携・協働の在り方等について、今後、検討を行っていきます。</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
18	<p>第4章 3 基本目標</p> <p>【基本目標Ⅲ】県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化</p> <p>6 民間団体との連携・協働の推進</p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられる。 <p><u>県及び市町村には、一部団体や被支援者に限ることなく、注意深くそして広く市民からの情報収集に努めることを望む。</u></p> <p>(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体との連携について、厚生労働省が令和5年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知(Q&A)を本事業でも遵守し、<u>透明性の高い支援活動となることを望む。</u> <p><u>また、県・市町村には、把握するNPO等の民間支援団体の情報を極力公にすること、また、市民等の求めに応じて極力開示されることを望む。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>民間団体との連携・協働にあたっては、透明性の高い支援活動となるよう、取り組んでいきます。</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
19	<p>第5章 2 施策の推進にあたっての目標指標</p> <p>【基本目標 I】固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合 (パブリックコメント)</p> <p>・ <u>固定的な性別による役割分担意識の考え方は、一般的な問いの結果であり、困難な問題を抱える女性への支援という目的には足りない調査結果だ</u>と思う。令和4年就業構造基本調査では、25～54歳の女性の有業者割合は85%前後となっていることから、女性が働くのは当たり前と考えている割合は高く、県の現状値73.9%は逆に低いのではないかと考える。早急には難しいと思うが、<u>計画策定のために改めて調査をすれば、より良い計画と実効性が期待できるのではないか。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>改めて調査を行うことは難しいと考えておりますが、ご意見は関係部局等と共有させていただきます。</u></p>
20	<p>第5章 2 施策の推進にあたっての目標指標</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・ <u>計画素案で指標としているのは、支援体制の整備、支援の認知度、背景となる搾取構造への理解であって支援の手段と呼ぶべきものである。例えば自立につなげる人数や一時保護する人数など、支援そのものの成果を指標ないし参考指標として挙げられないか。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見にある自立につなげる人数は、それぞれの担当機関等の支援により自立に至ったと端的に判断しうるものではなく、継続支援が必要なケースもあります。</u></p> <p><u>また、一時保護は支援対象者の置かれた状況等に応じて行う支援策の一つに位置付けていることから、支援の成果を図る指標とは考えていません。</u></p>
21	<p>第5章 2 施策の推進にあたっての目標指標</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・ <u>本事業は広範な取り組みであり、PDCAをしっかりと回すため、極力個別事業ごとに評価を行ってはいかがか。</u></p> <p><u>EBPM (エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング：根拠に基づく政策立案) の視点から、極力評価は定量的、客観的に行われることを期待する。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>ご意見のとおり、定量的、客観的な評価が必要と考えていますが、個別事業ごとの評価については、適宜、県困難な問題を抱える女性への支援調整会議代表者会議(仮称)等で共有の上、課題を整理し、PDCAを行います。</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
22	<p>第5章 3 進行管理</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・評価により得られた結果を元に、公論によって本支援事業の改善を図るため、「<u>結果の公表は次期計画案の策定より前に行う</u>」と記載してはどうか。</p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p>各機関等の支援内容や取組状況は、適宜、県困難な問題を抱える女性への支援調整会議代表者会議（仮称）等で共有のうえ、課題を整理しますが、<u>次期計画策定に向けての公表時期についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</u></p>
23	<p>第5章 3 進行管理</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>・本支援事業は新たな試みであり、<u>毎年度ごとに、支援調整会議の代表者会議等で、支援事業の評価を行い、結果を公表してはどうか。</u></p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p><u>県困難な問題を抱える女性への支援調整会議代表者会議（仮称）の機会を通じて、県の取組状況や目標指標の進捗状況や課題について検討を行うこととしております。</u></p> <p><u>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</u></p>

3. その他

- ・誤字脱字等指摘箇所について、字句を訂正します。